

八戸市農業委員会2月総会議事録

日時：令和3年2月10日（水）13時30分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

出席委員

農業委員 19名中18名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 欠	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中2名

1番 木村 弁一 待機	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 待機	4番 田名部 浩 待機
5番 上村 隆雄 待機	6番 上野 輝彦 待機	7番 赤坂 力雄 待機	8番 田中 忠二 待機
9番 三浦 勝浩 待機	10番 山田 貴光 待機	11番 齋藤 正人 待機	12番 下館 敏 出
13番 橘 由正 待機	14番 梅津 孝敏 待機	15番 磯嶋 榮助 待機	16番 高橋 政典 待機
17番 大倉 喜八郎 待機	18番 金谷 由松 待機	19番 坂 文雄 待機	20番 上明戸 桂 待機
21番 森 庄次郎 待機	22番 森 光男 待機		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農政GL）村上 司、農地GL 川名 雅之、
主幹 才勝 司、主査 菅原 理恵、主事 寺地 圭次

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、阿達農業委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいております。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の観点から、鈴木朋弥推進委員、下館敏推進委員以外の推進委員の方は御欠席となっておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第4号、令和2年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、加藤農業委員が当事者となっている事案がございます。加藤農業委員につきましては議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

2月、豊作を祈願するえんぶりの日程が全て中止ということで寂しい八戸の2月になりそうです。憲章を元気良く、豊作を祈願する気持ちで唱和したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。職務代理からもお話がありましたが、えんぶりがないということは、舞や元気な声が聞けなくて非常に残念と思っております。昨日ですけれども、農業委員会の会長研修会がありまして青森の方に行ってきましたけれど、青森は雪がすごくて、八戸は天国だな、道路は乾いているし、と思っただけです。昨日の研修で令和3年度の予算の説明がありましたが、機構集積支援事業の予算でタブレットの導入についてありまして、ただ、令和3年度に試験的にどのようにできるかなということと、少ない予算で全国に分けて、どこの委員会にどの程度配分するか、先が見えないけれど何かやってみましょう、という感じの予算を計上しているそうです。こういうコロナ禍ですので、総会や研修会におけるペーパーレス化の予算がとられたという形の話がありましたけれども、それが試験的であって、次の令和4年度の予算につながっていくのかと質問すると、それはわからないということで、見通しとしてはわからない話ですが、やはりこれからは、タブレットの活用ということも視野に入れながら活動していかなければならないのかなと感じてまいりました。

それでは、本日の議事につきましては、協議案件もございますので、慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、14番 西野 茂雄 委員、15番 明戸 政勝 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る1月28日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号1番から3番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条1番

番号1番ですが、調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、なたね、わらび、ほうれん草、大根です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人は令和元年11月に規模拡大のため田を取得しております。通作距離は10km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、トラック、ハーベスタ、田植機、耕運機、バインダー、畦塗機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

続きまして、番号2番と3番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。

3条2番、3番

調査には、受人は代理人が、渡人は、どちらも本人が出席しました。両者の関係は、2番は親子、3番は特にありません。態様別は、2番は贈与、3番は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は、2番は受人の要望、3番は労力不足のためです。申請地の貸付けは、どちらもありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、どちらもありません。通作距離は、どちらも300mです。どちらも耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、どちらもありません。世帯員は女1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機各1台を所有しており、田植機1台を購入予定とのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

下館委員

下館から報告いたします。去る1月28日、橋場農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号4番を調査してまいりました。

3条4番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。なお、申請地の半分程度が遊休農地化しており、雑木が生え、一部に高木もみられる状況ではありますが、渡人が畑に復元することができないため、受人が取得後、令和3年5月30日までに畑に復元し、耕作する旨の確約書が提出されております。受人は65歳以上ですが、甥が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は4km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化あり。休耕地・山林地ありです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、耕運機1台を所有しており、トラクター1台を義弟から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第4号、令和2年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、加藤委員は退室をお願いいたします。

(加藤委員退室)

会長

それでは、まず、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

菅原主査

事務局の菅原から、議案第4号、令和2年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。総会資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 20 件、使用貸借 7 件の計 27 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 14 名、貸し手 27 名で、利用権設定面積は、合計 167,280 ㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、加藤委員が関係する事案を説明いたします。資料 4 ページをお開き願います。

利用集積 12 番

番号 12 番、利用権の種類及び内容は、長いも、ごぼうを作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 3 年 2 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
菅原主査	引き続き、事務局の菅原から説明いたします。資料3ページをお開き願います。
利用集積1番～3番	番号1番から番号3番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
利用集積4番	番号4番、利用権の種類及び内容は、にんにく、小麦、大豆を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,000円でございます。
利用集積5番～8番	番号5番から資料4ページの番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号5番は3年間、番号6番は4年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。番号7番と番号8番は5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号7番は玄米60kg、番号8番は玄米90kgでございます。
利用集積9番～11番	番号9番から番号11番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。 資料5ページを御覧願います。
利用集積13番	番号13番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、1年11か月間使用貸借するものでございます。
利用集積14番	番号14番、利用権の種類及び内容は、葉たばこを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間100,000円でございます。
利用集積15番 ～18番	番号15番から番号18番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号15番は水利費、番号16番と番号17番は10a当たり年間8,000円、番号18番は10a当たり年間10,000円でございます。 資料6ページをお開き願います。 番号19番から資料7ページの番号27番までは、農地中間管理機構の業務を請

け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 19 番

番号 19 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 10 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,500 円でございます。

利用集積 20 番

番号 20 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用賃貸借するものでございます。

利用集積 21 番

～23 番

番号 21 番から番号 23 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 2,500 円でございます。

利用集積 24 番

番号 24 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、6 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
資料 7 ページを御覧願います。

利用集積 25 番

番号 25 番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用賃貸借するものでございます。

利用集積 26 番、

27 番

番号 26 番と番号 27 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 26 番は 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 27 番は 10 a 当たり年間 6,800 円でございます。

公告年月日は、令和 3 年 2 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

橋場委員

橋場から報告します。去る1月28日、長根委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料9ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条1番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、13年間の賃貸借です。転用目的は、店舗増築です。実施計画は、令和3年3月15日から令和3年6月30日、資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の南側の一部に擁壁を設置して盛土します。また、既存施設の敷地との接続部分をアスファルト舗装し、増築する部分の店舗周囲と新設する社員用駐車場を砂利敷きします。排水については、合併浄化槽と浸透柵を設置して処理します。立地条件は、八戸市南郷事務所から南西側約220mに位置し、畑、宅地に囲まれ、既存施設の敷地を通じて県道に接続するほか、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は日当たりが悪く、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低い

ためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第6号、農地法第3条の3の規定による相続等届出につ

会長

いては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。

資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等1番～10番

今回の届出は、資料11ページ番号1番から資料14ページ番号10番までの計

10 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 6、

日程第 7

会長

次に、日程第 6、報告第 7 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 7、報告第 8 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

才勝主幹

事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条、5 条届出の 1 月分でございます。

まず、4 条につきまして御報告いたします。資料の 15 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 1 番

番号 1 番、転用目的は貸駐車場でございます。

4 条 2 番

番号 2 番、転用目的は資材置場でございます。

4 条 3 番

番号 3 番、転用目的は道路でございます。

続いて、5 条につきまして御報告いたします。資料の 17 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条1番

番号1番、転用目的は駐車場でございます。

5条2番

番号2番、転用目的は建売住宅4棟建築でございます。

5条3番

番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条4番

番号4番、転用目的は駐車場でございます。

5条5番

番号5番、転用目的は建売住宅5棟建築でございます。

5条6番

番号6番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条7番

番号7番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8

次に、日程第8、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事

事務局寺地から、御報告いたします。

資料の21ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条1番、2番、
4番

番号1番、2番、4番につきましては、いずれも農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条3番

番号3番につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和3年2月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時)